

諮問日：平成31年4月23日（平成31年度（最情）諮問第8号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（最情）答申第54号）

件名：判事補志望者に対する採否の通知に関するマニュアルの不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「71期判事補志望者に行った、採否の通知の電話連絡に関するマニュアル」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は、71期判事補志望者に対し、採否の通知を電話で連絡していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「判事補志望者への採用の内定又は不採用の通知の方法や内容を一般的に記載した文書」と整理した。

判事補志望者への採用内定等の通知は電話で行っているが、通知する内容は、採否の結果及び採用内定者の補職予定庁である。あわせて、採用内定者からは宿舍貸与希望の有無を聴取しているが、いずれも複雑な内容ではないことから、判事補志望者への採用の内定又は不採用の通知の方法や内容を一般的に記載し

た文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年4月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年8月23日 審議
- ④ 同年9月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、判事補志望者に対する採用内定等の通知に当たっては、採否の結果及び採用内定者の補職予定庁を通知し、あわせて、採用内定者から宿舍貸与希望の有無を聴取しているとのことである。採用内定等の通知の事務がこのようなものにとどまることを踏まえれば、複雑な事務ではないために本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人